

「広報機能強化事業」委託業務 企画提案指示書

1 業務名

「広報機能強化事業」委託業務

2 業務の目的

人口減少など直面する課題に対応し、北海道の価値をさらに押し上げていくためには、これまで磨き上げてきた本道の多様な魅力や強みを一層積極的に発信し、道内外の多くの方々に知っていただくことが重要である。

本事業は、本道の魅力や強み、道の取組について、主に首都圏のメディアへのプロモーション活動を通じて、各種媒体への露出機会を獲得することにより、認知度の向上やブランド力の底上げを図るとともに、全国から応援いただける環境を整える。

3 委託業務の内容

ア 首都圏メディア等へのプロモーション活動の実施

道が提示する特定のテーマに関連する施策や取組等の情報について、主に首都圏メディアにアプローチし、当該メディアが運営するテレビ番組や新聞・雑誌記事、WEBメディア等において取り上げられる機会を獲得できるよう、メディア側のメリットを提示しながら、プロモーション活動を実施する。

また、アプローチ先のメディアとその媒体の選定に当たっては、より多くの層に訴求し、幅広く興味・関心を喚起できるよう、複数の媒体を組み合わせる等の工夫をし、その根拠とあわせて提案する。

＜企画提案書作成に当たっての仮テーマ＞

次の3つの仮テーマについて、プロモーションを行うと仮定して企画提案書を作成すること。

仮テーマ①：北海道への移住・定住、北海道でのワーケーションに関すること

仮テーマ②：北海道庁のふるさと納税に関すること

仮テーマ③：北海道産食品の安全・安心に関すること

＜想定されるPR効果について＞

企画提案内容を実施した場合に想定されるPR効果を広告費換算額で提示すること。

イ 報告書の作成

プロモーション活動の実績及びプロモーション活動を通じて獲得した露出機会等の実績を記した事業実施結果報告書を作成すること。（紙媒体2部、電子媒体1部）

4 委託期間

契約締結日から令和6年（2024年）3月22日（金）まで

この公募型プロポーザルは、令和5年北海道議会第2回定例会において、本事業に係る補正予算が成立することを前提に進めているため、同予算の成立をもってはじめて有効に契約し得るも

のとなる。成立しなかった場合には、この手続きの変更（中止を含む。）を行うことがある。
なお、この場合の企画提案者の損害は補償しない。

5 予算上限額

3, 4 1 8 千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

6 業務上の留意事項

業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議して決定する。

7 提案方法

企画提案指示書に沿った企画提案書を別紙「「広報機能強化事業」委託業務企画提案書作成要領」に基づき作成し、必要部数を提出すること。

8 提出期限

令和5年（2023年）7月25日（火）17：00（必着）

9 提出先

北海道総合政策部知事室広報広聴課広報企画係（担当：森永）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-204-5111（直通）

10 企画提案書に関するヒアリング

企画提案された内容は、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。

- (1) 日時、場所等については、別途通知する。
- (2) ヒアリングでは、提案者から企画提案書に記載された内容について説明後、質疑を行う。

11 その他

- (1) 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 電子メールによる提出は認めない。
- (3) 要求した以外の書類、図面等については受理しない。
- (4) 期限までに企画提案書の提出がない場合は、「参加表明書」の提出があっても参加意思がないものとみなす。
- (5) 審査に当たっては、企画提案書は匿名とし、別に指示する事業者名（A社、B社等）により行うものとする。
- (6) 企画提案書の採否は、文書で通知する。
- (7) 選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。
- (8) 本事業の実施状況を確認するため、本事業の開始から終了までの間に北海道の求めに応じて打合せを行うこととする。